

139
小學作法書

卷一

55
2
34

31

K110.11
11

B 2

384



明治十六年六月印行

小學

類編

類屬冊函
三

四

第一冊

叢書



文部省編輯局

明治十六年九月廿七日文部省交付

叢書

小學作法書

教師心得七則

此書ハ初等科三年間の用ニ供スル爲メ、是を編ミ、其順序の如キモ、少ク難易ヨリテ、別を立てたゞ、教授の時々、必ずしも是ニ依ル時の掌記ニ供スルものナリ。

一此書ハ初等科三年間の用ニ供スル爲メ、是を編ミ、其順序の如キモ、少ク難易ヨリテ、別を立てたゞ、教授の時々、必ずしも是ニ依

小學作法書

第一冊

小學校法書 卷之一
拘ることを須ひず。

一人ふを貴賤貧富の差別ありて。其作法も隨ひて稍や異ふるとありと雖も。今姑く便は從ひて。是を雜へ記せり。教師たるもの。須からく其宜しきを量りて教ふべし。

一行儀作法は。修身中の一端なれば。編中録する所。小學修身書と相渉ると甚だ多し。但し彼の書は。修身の全體は付きて是を擧げ。此書は行儀作法の一端は付きて是を記したるものを知るべし。

一行儀作法は。父母兄弟の間は行ふを先とするを勿論なれども。我が日本は。海外諸國と異なる所ありて。建國の初めより今に至るまで。皇家一系にして。吾がこもがら祖先以來。君民

の分義あまは。幼穉の時より。上

天子を敬ふの作法とましまし置くべし。このらば。教師たるもの。よく此意を體して教ふべし。

一幼穉のりの。氣先のよき点を誠不好ましけき。されどかどく。の行儀は。よく守るべきこと

なれども。老者の如くふたまづくこと取りまは
すを却て見ぐるしきものあり。故ふ是を教ふ
るものい。男女の分と。強弱の別とを斟酌し。其
好處を傷いざるやうふ注意して。是を誘導す
べし。

一行儀作法の細目ふ至りてい。固より此書の盡
くすべき所ふ非を。故は此外ふても。童生身上
ふ急なるものあらば。猶ふ廣く採りて用ふべ
し。是特ふ其一隅を擧ぐるのこ。

小學作法書卷之一

人の子たるものい。朝おきたる時と。夜
いねんとする時を。かならば先づ父母
を拜して。其きげんを問ふべし。
いづくへ行くふも。のふらば父母ふ告
げて。後ま行くべし。歸りたる時も。亦其
よしを告ぐべし。

三

祖父祖母。又を其上ふも。目上の人あら
ば。父母小事ふる禮を以て事ふべし。
兄弟を。年上なれば。常ふ年下なる弟妹
をおなれと。かりそめよも。是を困しめ
惱まする處をうらば。
弟妹へ。年下なきば。常ふ年上ふる兄弟
の言ふ從ひ。決して是よきからふべし。
らず。

兄弟姉妹。其外一家ふ居るものを。朝晩
互ふきげんを問ひ。出入互ふ告げ合ふ
べし。
ゆことの父母兄弟にあらずとも。義理
ふ於て。父こし母とし。又ハ兄弟姉妹こ
する時を。其禮。まよとの父母兄弟姉妹
と。まよなるをふある處し。
父母の兄弟姉妹ふし。即ち吾よりを

ハ、
四

ちこ呼び。ををこ呼ぶもの。家小居ると。他家小居るとふか、をらず。父母は次ぎて敬ふべし。天皇は。國家無上の至尊あれば。尤も尊敬を盡くさざるを。極うら。親愛と尊敬とい。共小闕くべ。のらざるものなれども。父母よを。親愛を主や。天皇よを。尊敬を主とすと思ふべし。

天皇を見奉る時。帽を脱し。身を屈めて。敬禮を清くすべし。皇后皇太后。又を皇子皇女等を見奉る時も。前と同トき敬禮を表すべし。皇族又を大臣參議等を見る時も。亦かならば敬禮を行ふべし。若し途中よ。車中不在を。と見ば。路傍よよりて。是とさく。を。

此外卿輔議官將校書記官。又を府知事
縣令。其他。すべて官位ある人。小對する
時ハ。かふるは。是ハ敬禮するところ心得
有リ。
警部巡查及び憲兵ハ。皆吾がこもがら
戕護して。難義災厄等を救ふ職分の人
なれど。途中ハ於ても。路を譲りて。失禮
すべからず。

兵士。隊を組きて來たる時ハ。其間を横
切りて通るべからず。
教師ハ。我ハ學術を教へ。智を開き。才を
長し。惡を戒め。善ハ遷らしむる人なま
を。常に敬禮順從して。おろその小まべ
からず。

日々學校ハ出入する時。又を教授の始
まる時。終る時等ハ。かふるは。教師

小敬禮をべし。

途中にて教師と逢ふ時も。是を禮をたる
とい。學校不在る時と。志とあることなきの
るべし。

友だちと交をり遊ぶふも。禮讓を忘る
べし。おのま年かさはほさりたりと
く。穉きものをかるんずるいよるべし。
らに。

友だちと中よく交をるい。誠ふよきこと
あり。然まごも狎まをたて失禮せざる
やうふ。心掛くを。

我が所持のもの。妄りふ人乃ものと。
取りかふべし。

我が所持のもの。ふても。父母ふ告げを
して。妄りふ人ふ與ふべし。

人の所持乃ものを。うらやみとふるべし。

らず。

近隣の人。其他相識まる人ふい。家々を
ハ勿論途中にて逢ふ時も。かふらば會
釋すべし。

幼少の時より。常ふ心掛くべきとい。言
葉づつひを奇麗よし。身ふ不行跡ふ
きやうふするとなり。女子を。殊更是を
ほくむべし。

たちゐを荒くして。塵を人ふ及がはと
ふられ。

食事の時。飯粒をおこし。湯茶をふがさ
ざるやうふ。心掛くべし。

指ふて食物をほまみこり。又を器をお
きたるまう。湯茶を飲むい。皆無禮なり。
菓子と食らふふも。かたことふふこふ食
ひちらすづつら。

衣服を一所ふ於て心静らふ著るべし。
あゆむたゞのら著るべし。至て見ぐるべし。
ものなり。
衣服を麁末ふ取り扱ひて汚しやぶる
處のらば。
食物衣服などのよしありて汚しやぶる
らば。

他人の衣服の美惡を評論毀譽まづの

らず。

安ら小火を弄ぶる處のらば。あやまちを
一たび火と失せば。其災。小ふしを家
財を失ひ。大よしてハ千萬家と焼き。剩
へ人まで死せしむるを。あまばなり。
神佛及び代々の位牌等ハ。敬ひ崇ぶべ
し。且つ其器物をバ汚すべし。
客のりて。おのれ出で迎ふる時ハ。丁寧

に會釋すべし。若し知らぬ人なりし。静
らふ其姓名を尋ねて。内より取り次ぐべ
し。
客ふ。茶煙草盆など出だす時ハ。跪きて
之を進むべし。立ちながら進むべし。
は。
客と家の人と相語る時ハ。ものかげふ
て。其言を立ち聞きすべし。

客ある時。他ふをのしきと知りこそも
のうげふと笑ふべし。客のおのれ
を笑ふと思ひもまじけきべし。
人より物を貰ふ時ハ。おふらず禮辭を
のべ。又かならば父母ふ告ぐべし。
人ふ對しをむのしめたるハ。誠ふ宜し。
然まじもあまり遠慮ふすぎて。人の問
ふとを答へず。人の與ふるものを受け

十

ぬねとあるい。亦禮ふあらば。
客の歸る時よを。家人と共ふ送り出づ
る。人。の品物を。いふまごもなく。我が品物
ふても。其上をほごぎふゆべう。書
物手本ふとい。猶更大切ふあつ。ふ
物を受け取り。又い渡す時い。別く取

り落ときぐるやうふ心をべう。
我が家。又い學校ふどの出入ふ。人の
きものを踏み。人の傘を倒すべう。
門の志きみ。家の志きるを踏むべう。
ず。尊長おのきを召ま時い。速うふ起ちて
これに應ぶべう。遅々あるいよありか
らば。

尊長の言ひつけふて。他は使ひひゆく
時を。途中ふて。遊び手間ぐるづらひ。
先方の言づつてなどある時いよくく
心し留めて。忘きぬやうふなし。歸らば
直ぐふ是を報ずべし。衣服手足など汚
さば。其まふて。人の家へ上がるべし
らひ。

硝子荆棘ふごの如き。人の手足を傷ふ

ものを。道路田畠ふまつべらひ。

物の置き場。又い田畠ふどの内ふま。入
らぬやうふまべし。己むを得ざるにあ
りて入りたりとも。決して之を荒らす
と存せし。

池川に入り。木よのぼり。又い氷里の上
をまぐる等の遊びい。やゝもまれば。童
兒の方すまごふまごも。何まも危きこと

なれば。深く之を戒むべし。
果物の。童兒の甚だ好むものなれども。
いまぐ熟せざるは。何れり易きものな
まば。決して食すべからず。
石を投ぐる。棒を振ると。電信線近き
所。風を揚ぐる。往來繁き所。火
油を回すと等。皆戒めて存すべし。
らば。

弓矢の如き人。小危害を及ぼすべき玩
具。決してこれを弄ぶと存すべし。
障子襖壁板塀など。小落書をべからず。
籬等を壊るべからず。又圍ひたる内
小入るをうらむべし。

遊園又他人の園庭。小入りにては。花果の
類を取るべからず。まば。何處の所よ
ても。安ら小草木等。折るをうらむべし。

小學作法書卷之一

文部省

小學作法書卷之一

價金五錢三厘

明治十六年五月十一日出板板權所有屆

文部省編輯局藏板